

環 政 第 705 号
令和 8 年 9 月 11 日

ベルジャヤ沖縄ディベロップメント株式会社
代表取締役 陳 酏仰 殿

沖縄県知事
玉城 康裕



恩納通信所跡地リゾート計画に係る事後調査報告書（事後調査 5 年目）に
対する環境保全措置要求について

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第37条第1項の規定に基づき、
令和 8 年 4 月 15 日付けで送付のあったみだしの事後調査報告書について、同条例第39条第
1 項の規定に基づき、別添のとおり環境の保全についての適正な配慮がなされるための措
置を講ずるよう求めます。

環 政 第 705 号
令和 8 年 9 月 11 日

ベルジャヤ沖縄インベスト特定目的会社
取締役 高山 知也 殿

沖縄県知事
玉城 康裕



恩納通信所跡地リゾート計画に係る事後調査報告書（事後調査 5 年目）に
対する環境保全措置要求について

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第37条第1項の規定に基づき、
令和 8 年 4 月 15 日付けで送付のあったみだしの事後調査報告書について、同条例第39条第
1 項の規定に基づき、別添のとおり環境の保全についての適正な配慮がなされるための措
置を講ずるよう求めます。

(別添)

恩納通信所跡地リゾート計画に係る事後調査報告書（事後調査５年目）に対する 環境保全措置要求

沖縄県環境影響評価条例（平成12年12月27日沖縄県条例第77号。以下「条例」という。）第33条において、「事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならない。」と規定されており、事業者は同規定に基づき事業を実施しなければならない。

しかし、「恩納通信所跡地リゾート計画に係る事後調査報告書（５年目）」において講じたとする一部の環境保全措置については、施工業者への指導が不十分なこと等により適切に行われていないことから、結果として環境への配慮、慎重な工事が徹底されていない状況にある。

また、本事業における１工区の造成計画及び施設計画は、「恩納通信所跡地リゾート計画に係る環境影響評価書」（以下「評価書」という。）に示されたものから大幅に変更されており、これに伴って、施設等の存在及び供用時のバードストライクの発生や眺望景観の価値の変化等について、予測及び評価をやり直していることから、これら予測結果を踏まえ講ずるとした環境保全措置を確実に行うとともに、予測結果や環境保全措置の効果が不確実性が伴う場合は、事後調査を実施し、必要に応じて環境保全措置を講ずる必要がある。

以上のことから、下記に掲げる事項について必要な措置を講ずるとともに、適切に事後調査を実施すること。

記

１ 環境保全措置の徹底について

事後調査報告書（５年目）において実施したとする環境保全措置については、以下に述べるとおり適切に講じられていないことから、事業者において、その効果が十分となるよう確実に実施すること。

(1) 対象事業実施区域周辺の重要な植物種の生育状況について

事後調査報告書（５年目）において、陸域植物、動物及び生態系の環境保全措置として「工事関係者に対して、重要な種に関する資料などを配布し、重要な種や保全に関する意識の向上」及び「工事関係者に対して重要な地域や無用に工事区域外に立入らないように注意事項を定めた看板や目印（ロープなど）を設置」を実施したとしている。しかし、事業者は、St. 6のキダチハマグルマ群落について測量業者によって伐採及び踏み付けられていることを確認した後に施工業者に対して周辺環境に対する留意事項を連絡したとしており、十分な環境保全措置が取られていない。

については、これらの環境保全措置の効果が十分となるよう工事関係者への指導を確実に実施すること。

(2) 進入防止柵の維持管理について

事後調査報告書（４年目）に対する環境保全措置要求において、陸域動物の環境保全措置である「進入防止柵の設置」について、異常が確認された箇所の速やかな修繕を求めたところであるが、依然として、異常が確認されてから修繕するまでに時間を要している箇所が見られる。

事業者は、当該修繕に係る対応について施工業者に一任しているとしているが、事業者が責任をもって施工業者を指導し、修繕を迅速かつ確実に実施させる必要がある。

については、事業者において、修繕が迅速かつ確実に行われるよう体制等を構築し、環境保全措置の実施を徹底すること。

2 環境保全措置の実施状況について

(1) 赤土等流出防止対策について

事業実施区域で発生した濁水については、浸透池で処理しており、浸透池からのオーバーフローはなかったとしているが、事後調査報告書の資料編に掲載されている点検報告では、雨天時の点検における浸透池の写真が掲載されていない日があり、濁水が適切に処理されているか確認できない。

については、雨天時の点検における浸透池の写真を事後調査報告書に掲載すること。

(2) 外来種対策について

今後実施する植栽工における資材や植栽植物等の運搬に伴い、「沖縄県対策外来種リスト」（平成30年８月（令和６年３月更新）、沖縄県）の重点対策種であるヤエヤママドボタル、タイワンハブ、タイワンスジオ、グリーンアノール等が、既に定着が確認されている地域から事業実施区域内に侵入するおそれがある。

については、植栽植物や資材等の搬入に際しては、これら外来種が混入していないか十分に確認し、確認された場合は駆除など適切な防除対策を実施すること。

また、外来種対策の実施状況については、具体的に把握できる程度に事後調査報告書に記載すること。

3 騒音・振動について

資機材運搬車両の走行による騒音及び振動の事後調査の調査時期については、評価書において「各工区ごとのピーク時に１回実施する」とこととされており、１工区については、令和７年１月に当該調査を実施している。しかし、調査時期については、事後調査報告書（５年目）に「資機材運搬車両の走行が最も多くなるコンドミニアム棟基礎コンクリート敷設時に実施した」のみの記載となっており、当該時期をピークとする根拠資料が示されていない。

また、事業者は、生コンクリート車の走行が最も多くなる時期が資機材運搬車両の走行のピークであるとしていることから、今後、ホテル棟とコンドミニアム棟のコンクリート

工事が同時に行われる時期がピークになる可能性が考えられる。

については、今後の工事工程計画に基づき資機材運搬車両の走行台数を推計し、令和7年1月の事後調査実施時の走行台数を超えていないか確認し、その結果を事後調査報告書に記載するとともに、走行台数が上回る場合は、再度事後調査を実施すること。

4 陸域植物について

(1) ハマツメクサについて

ハマツメクサについて、令和6年6月に移植地に播種した後、令和7年3月から5月にかけて発芽を確認したこと及び1年草であることから調査を終了するとしている。しかし、ハマツメクサの定着を評価するには、発芽の確認のみではなく、種子形成等の繁殖状況を確認する必要がある。

については、令和8年度は事後調査を継続し、種子形成等の繁殖状況についても確認を行うとともに、その確認結果を事後調査報告書に記載すること。

(2) イソノギクについて

事業実施区域周辺におけるイソノギクの生育状況調査の結果、個体数が減少している調査地点があり、その要因について、工事業者等の立入りを制限していることから、工事の実施による影響ではなく、自然要因によるものとしている。

イソノギクは「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物 第3版」（平成30年3月、沖縄県）においても絶滅危惧ⅠA類に分類され、本事業の事業実施区域及びその周辺が分布の南限域と考えられることから、当該箇所に生育する同種の保全を図る必要がある。

については、工事業者等の立入りを制限する等の環境保全措置を徹底し、事業の実施による影響を確実に回避すること。

また、イソノギクの個体数減少について、生育地の周辺環境の変化等も踏まえて原因究明に努めること。

5 陸域動物について

(1) 鳥類に対する環境保全措置について

鳥類の繁殖状況調査の結果、造成範囲外西側の岩礁においてアジサシ類の繁殖が確認されなかったことについて、事業者は、「工事に対する環境保全措置は適切に実施していることから、工事以外の要因が考えられる」としている。

しかし、令和8年6月5日に実施した現地確認（以下「現地確認」という。）において、鳥類に対する環境保全措置として宜志部島東側の小島の対岸に設置している防音シートが、事業実施区域よりも地盤高が低い位置に設置されており、環境保全措置としての効果を発揮したか疑問がある。

については、当該環境保全措置の効果を検証し、必要に応じて防音シートの高さを変更する等の措置を講じること。また、当該検証結果については、事後調査報告書に記載す

ること。

(2) バードストライクについて

事後調査報告書（４年目）に対する環境保全措置要求において、施設の配置及び形状等の変更に伴うバードストライクの発生について予測及び評価の再実施を求めたところ、事業者は当該予測及び評価を再実施し、その結果、「バードストライクに対する影響は、事業者の実行可能な範囲内において低減されている」としている。

しかし、当該予測については、事業実施区域周辺における鳥類の生息状況や移動経路等を踏まえていないこと、施設の配置の変更により複数の建築物が近接することによる影響を考慮していないことから、予測の不確実性が高いと考える。

また、現地確認では、１工区の北側の海沿いにホテル棟やコンドミニアム棟の高層の構造物、クレーン等が複数存在していたことから、鳥類の移動経路を阻害し、バードストライクの発生も懸念される。

については、工事中及び供用時におけるバードストライクに係る事後調査を実施し、必要に応じて環境保全措置を講ずること。

6 景観について

- (1) 主要眺望地点である恩納ポイント（ダイビング）からの施設等の存在に伴う眺望景観の価値の変化について、人工工作物の割合が増加すると予測されたことから、「環境保全措置としてコンドミニアム棟の海岸林が低い箇所へ高木を植栽する他、建物の基本外壁色は、風景に馴染む淡色・茶色とすることで、眺望景観への影響は低減されると評価される」としている。

しかし、高木植栽については、その内容（植栽箇所、植栽本数等）が不明であり、適切な環境保全措置となっているか疑問が残ることから、高木植栽の内容やその効果について評価を行い、事後調査報告書に記載すること。

- (2) 現地確認において、現況のアダン群落の海岸林や地形が、人工物の景観的インパクトを和らげる「グリーンベルト（緩衝緑地・遮蔽帯）」として機能していることを確認したことから、今後実施するとしている海岸側の保存林沿いの緑化に当たっては、周辺景観との調和及び連続性を確保し、グリーンベルトとしての機能をより高めるため、高木に加え中低木も植栽し、重層的緑化に努めること。

- (3) (1)の高木植栽及び(2)の重層的緑化の内容については、緑化計画に反映させ、事後調査報告書に掲載すること。

7 ２工区以降の事業計画について

今後実施される２工区以降の事業計画について、評価書時点から施設計画及び工事計画が変更となることから、以下の点について対応し、事前に県と調整し、その結果を事後調

査報告書に記載すること。

(1) 当該事業計画の実施前に、計画の変更内容を整理し、計画の変更に伴い影響を受けると考えられる項目について調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき適切な環境保全措置を検討すること。

(2) (1)の結果、評価書に記載した環境保全措置を変更して実施する場合は、沖縄県環境影響評価技術指針第1章第4の15の(2)アに基づき、その変更内容及び理由を明らかにするとともに、変更前後の内容を対比することにより変更部分を明らかにすること。この場合において、変更後の環境保全措置について、同指針第1章第4の8の(3)に掲げる事項を明らかにすること。